

(第一類 第十号)

產委員會議錄第十六號

二七九

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)	午前十時五十二分開議
出席委員	出席委員
委員長 石原圓吉君	理事川村善八郎君 理事鈴木 善幸君
理事夏彌源三郎君 理事平井 義一君	理事松田 鐵藏君 理事佐竹 新市君
理事林 好次君 理事砂間 一良君	理事小松 勇次君
田口長治郎君 玉置 信一君	小高 繁郎君 川端 佳夫君
岡田 勢一君 福田 篤泰君	藤井 平治君 奥村又十郎君
富永格五郎君	水產府長官 飯山 太平君
出席政府委員	委員外の出席者
農林技官 林 真治君	専門員 小安 正三君
専門員 齋藤 一郎君	九 廣島市に瀬戸内海漁業調整事務局及び國立水產試驗場設置の請願
委員五島秀次君及び坂本寅君辞任につき、その補欠として福田篤泰君及び藤井平治君が議長の指名で委員に選任された。	八 師崎漁港改修の請願(久野忠治君紹介)(第一八五号)
十一月二十八日	九 廣島市に瀬戸内海漁業調整事務局及び國立水產試驗場設置の請願
十一月二十八日	一〇 紀伊水道に瀬戸内海漁区から除外の請願(田淵光一君紹介)(第二五二号)
十一月二十八日	一一 羽幌漁港修築促進の請願(玉置信一君外一名紹介)(第二六四号)
十一月二十八日	一二 沖の島漁港建設費國庫補助の請願(平井義一君紹介)(第三六〇号)
十一月二十八日	一三 漁業法案の修正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三六六号)
十一月二十八日	一四 漁業制度改革に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三七八号)
十一月二十八日	一五 漁業法の一部改正に関する請願
十一月二十八日	十六 有明海区に漁業調整事務局設置の請願(平井義一君紹介)(第三九二号)
十一月二十八日	十七 水産業協同組合法並びに漁業法改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三九四号)
十一月二十八日	十八 水産金庫設置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三九四号)
十一月二十八日	十九 漁業災害補償制度設定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三九五号)
十一月二十八日	二十 漁業法制定に関する請願(小高勢一君紹介)(第三九六号)
十一月二十八日	二一 漁業法案の一部改正に関する請願(石原圓吉君紹介)(第四一〇号)
十一月二十八日	二二 漁業法案の一部修正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六四七号)
十一月二十八日	二三 同(大森玉木君紹介)(第六四六号)
十一月二十八日	二四 同(鈴木善幸君紹介)(第六四九号)
十一月二十八日	二五 同(鈴木善幸君紹介)(第六七九号)
十一月二十八日	二六 漁業法制定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七六三号)
十一月二十八日	二七 漁船法並びに漁船船員法制定に関する請願(小高繁郎君紹介)(第七七八号)
十一月二十八日	二八 徳島県下の漁港修築に國庫補助の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第五二六号)
十一月二十八日	二九 桧井漁港修築の請願(佐藤榮作)
十一月二十八日	三十 長洲漁港修築の請願(永田節君紹介)(第六二四号)
十一月二十八日	三一 漁港施策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五四八号)
十一月二十八日	三二 三厩村漁港拡張工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第四七一号)
十一月二十八日	三三 増毛漁港拡張工事施行の請願(佐々木秀世君外一名紹介)(第八一五号)
十一月二十八日	三四 様似漁港等築設費全額國庫負担の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇八号)
十一月二十八日	四五 内水面漁業に関する請願(細田繁藏君紹介)(第七七九号)
十一月二十八日	四六 漁業金融に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第七七七号)
十一月二十八日	四七 漁業金融に関する請願(松本一郎君紹介)(第八一六号)
十一月二十八日	四八 内水面漁業に関する請願(細田繁藏君紹介)(第九六七号)
十一月二十八日	四九 漁業法案に関する請願(田淵光一君外一名紹介)(第九七一号)
十一月二十八日	五一 茂生港船入込修築の請願(苦米地英俊君紹介)(第九八八号)
十一月二十八日	五二 十和田湖養魚場の漁業権に関する請願(小松勇次君紹介)(第一〇一四号)
十一月二十八日	五三 さんま漁解禁日の改正に関する請願(砂間一良君紹介)(第一〇四四号)
十一月二十八日	五四 青谷港防波堤築設に関する請願(稻田直道君紹介)(第一〇八四号)
十一月二十八日	五六 河川漁業に対する共同漁業権設定の請願(佐竹新市君紹介)(第一〇九〇号)
十一月二十八日	五六 濑崎漁港施設災害復旧の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一一二八号)



は、資力ある個人に渡されることになります。定置一統新しく張るのも新千万円の費用を要するとき、資金、資材の国家的裏付けなしに自営で生きる協同組合は、事実上きわめて少いのであります。また協同組合に他の者が半額以上の出資を認めることによつて協同組合を支配し、事実上その漁業権を経営できるようになつております。でありますから形の上では協同組合が第一優先順位になつていても、これに対する資材、資金の国家的保障が何らなされていないために、事実においては漁業権は大部分資力ある個人に独占されてしまうことになるのであります。漁業協同組合に確保されている漁業権は、わずかに今度新しく規定された共同漁業権であります。しかもこの共同漁業権は、従来の地先専用漁業権から浮体をはずされたために、ほとんどその内容は貧弱なものとなつてしまつております。沿岸漁民の専用漁業権として守られていた浮魚は、今後自由漁業として解放されたために、資本漁業と競争する力のない零細漁民は、まったくその生活の資を奪われる事になるのであります。また区画漁業権の中でも、特に重要な直営養殖業のごときは、わざく特例まで設けて個人にこれを與えることとし、資本漁業の独占を保護し、協同組合がやることができないようにしております。かように、本法案は見せかけの民主的裝ひにもかかわらず、重要な漁業権は全部零細漁民から取上げ、資本漁業の発達とその独占を強化するように仕組まれておるのであります。

の漁業調整委員会は海区に設けられ、一般の選舉によるもの七名、知事の任命によるもの三名で構成されています。漁民代表の選舉については何ら階級別の規定がありません。広い海区から一般選舉で出せば、その上つてくる委員は必ずその地方の有力者、頗るのきいたボスで占められることは推定にかたくありません。また知事任命の学識経験者、公益代表も、資本家に有利な人が選ばれるであろうことは、これまでの経験が示しております。中央漁業調整審議会の会長は主務大臣であり、その委員は總理大臣の任命することになる。かくて旧漁業権の消滅、新漁業権の免許、これが再配分等、制度改革の実務を担当する漁業調整機関は、上から下まで資本漁業の代表と官僚とで占められ、零細漁民を犠牲にして、大資本のふところを肥やすような機構に仕組まれております。

でもうける結果になります。すでに北海道では七千の定置漁業権のうち、休業中の約四千は二年後の補償金を自當にボスが暗躍しております。また今後資源枯渇防止の立場から取消される漁業権に対しても、補償することになつております。漁業資本家を保護してゐるのであります。これがこの漁業法案をからくりであります。この法案は徹頭徹尾ごまかしであり、羊頭を掲げて狗肉を売るものであります。もしこの法案が、その第一條に掲げて、目的に従つて、ただちに漁業の民主化、漁業生産力の発展を期そうとするものであるならば、本法案は少くとも次の諸規定を入れなければなりません。

○川村委員　ただいま砂間委員の討議の中に、北海道の漁業権が七千のうち四千が休業しているという発言がありますが、これは事実と相違しているからお取消しを願いたいのです。

それからもう一つは、北海道の休業権に對してボスが動いて、そして買集めをしているということも事実であります。この二点だけお取消しを願います。

○石原委員長　砂間君、お取消しになりますか。

○砂間委員　四千というところは訂正してもいいです。

　あとのボスが暗躍しているということは、それは見解の相違でありますから、あとの点は取消しません。

○石原委員長　次に佐竹新市君。

○佐竹(新)委員　本修正案並びに施法案に対しまして、遺憾ながら反対の意を表するものであります。

私は大体本委員会におきまして、五月からずっとこの両法案の審議に当りまして、元來水産業に關係のないものでありますから、しようとであります。しかしながらいずれの法案を審議申し、これを決定いたしまするにつきましても、法案の最初にうたつてある目的といふものと、その法案の内容とが合致していなければならないものだと思うのであります。しようとでありますけれども、この法案を審議いたします私たちは、あるときには漁民の人にも当つて、いろいろ水産業界の今日のあり方を質問し、また研究もいたしました。あるときには、今まで比較的漁村において相当な資本を持たれる人に

聞いてみたのであります。大別しませんならば、本法案が根本的に漁民の民主化の線を行くものでないといふことは、主として漁業組合の中の漁民組合の零細漁民からの声であります。また衆議院におきますところの修正案を、大体あの線で行つてもらいたいと申すのは、俗に言う漁業資本家の人々であつたのであります。私はその見地に立ちまして、終始一貫沈黙を守つて本法案に対する勉強をさしていただきたいのであります。ところが私が遺憾といたします点は、この法案の内容に、一番海で魚をとる、前線に働く漁民の利益というものが盛り込まれていないという点が第一点であります。大体働く漁民が魚をとるのであります。漁業協同組合におきましても、あるいはこの本がとるのではない。従つて法の内容も、一貫してそうした零細漁民の立場というものを保護することが、漁業協同組合におきましても、あるいはこの漁業法案におきましても、法の骨子でなければならぬと思うのであります。しかしに五月以来今日まで、衆議院で修正されました点を見まするなれば、そういう根本的な問題に触れずして、單に一つの従来のあり方の漁業者の立場を擁護するかのごとき修正が、多分になされていて、これを遺憾とするのであります。こういう点から、さつきも砂間君が申されましたように、働く漁民の立場に対するところの根本的問題を、この法案の中に入れてないということと、いま一つは、沿岸漁民が一番その生活の糧としておりまするところの浮魚を、この法案から離れたという点、それから漁業権の貸付禁止の規定は漁業協同組合及び同連合会に適用しない、こういう点は、何といた

しましても、この漁業協同組合と漁業法案の法の裏つけといふものが、資金、資材が與えられなければ、いくらこの法律をつくつても、実質においては空文にすぎない觀があるのです。そういう觀点に立ちまして考えてみると、今日までのこの法の審議の過程にあたりまして、そういう点が十分に盛り込まれていなかつたといふ点に対して、私はいささかもの足りない感じがするのであります。しかしながら昨日委員長修正案が出されまして、これは小委員会におきます修正案よりも多少進歩になつて来ております。その点については、わが日本社として、その点に於いては、わが日本社会党としては非常に贊意を表するものでありまするが、法の根本であるところの働く漁民の立場というものが、法的にいま少し嚴重に規定されていないという点に対して、遺憾ながら反対の意を表せざるを得ないのであります。

たしたのであります。さらにまた去る十六日から十九日に至るまで、四日間にわたりまして公聴会を開き、全国多数の漁民諸君の代表者並びに学識経験者の、公述人としてあるいはまた参考入としての、本法案に対する公正なる意見をも拜聴し、かつまた今国会開会中におきましても、国政調査をいたしましたことは皆様で御承知の通りであります。このことはいかにわれゝが、本法案をしてわが国水産業発展のために貢献せしめるかという具体的なる努力の表われであろうと信ずるのであります。しかしてこれら各機会における漁民諸君あるいは学識経験者のそれゝの意見を総合判断をいたして見ますに、そのいづれにおきましても、政府提出の原案に対しましては大部分反対意見を開陳いたし、大幅なる修正意見を具申いたしておりますのであります。その詳細なることは懇談会の資料あるいは速記録等によりまして明らかなことであります。従いまして私といたしましては、いかにしても本法案を真に全国漁民諸君に納得の行く法律にいたしたいと念願いたしまして、今日に至るまで専心努力いたして参つたのであります。このことにつきましては独り私のみならず、先輩同僚各水産常任委員におかれましても同様でございまして、その御苦心お骨折りのほどが伺われるところでございます。この努力の結果が政府原案に対する修正意見として現われ、度重なる水産常任委員会あるいは同小委員会における審議の結果、一応の成案が得られたのでありますが、終局的段階に至りました今日、なお十二分にわれゝ水産常任委員会の長期に

わたくる誠実なる努力と、全国多数の漁民諸君の心からなる希望意見、ことに北海道の特殊事情を織り込むことでのきなかつたことを衷心から遺憾に思うのであります。しかしながら現段階におきましては、こと急を要する問題でありまして、その重要性と時間的制約の関係上、不本意ながら私はやむを得ず一応の賛成の意を表するものであります。政府におきましては、きわめて近い将来において、すみやかに適当なる機会をつかみ、本法案総則第一の目的であります漁業生産力の発展と、漁業民主化の目的に真に合致するよう、さらに改正方に最善の努力することを強く要望いたしまして、本案に賛成するものであります。

従来の漁業権を一掃いたしまして、これに新漁法に原した新しい漁業制度を立てようとするのであります。すなはち第一條にありますように、漁業の生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化をはかるうとしておるのであります。漁業にかかわりませず、生産の向上と民主化の徹底といふ二つの目的が、同時に満されることははなはだ困難であります。いわんやたゞいま申し上げましたこの複雑な漁業の実体において、この二つの目的を同時に満たすということは、はなはだ困難であります。階級的な利害は別として、も、地方によつてはなはだ実体に沿わざる規定もできるのは、やむを得ない次第であります。この意味において、われくは政府提出の法律案に対し、若干の修正を加えまして、ここに賛成をいたしたいと考へるのであります。全般にわたつての論議は差控えまして、重大な問題を申し上げてみたいと思うのであります。

員会をつくつて、水面の高度利用をはかる合理的な漁場計画を立てる。その計画のもとに設定される漁業権の免許、許可をなすことに対する、いろいろな相談を受けること、またその他漁業の制限、取締りすることに対する相談を受けること、この漁業調整委員会の意見を、これらに十分取り入れるということに規定しておるのであります。

第二番目に、共同漁業権、区画漁業権については、地元の団体である漁業協同組合のみに免許すると相なつております。しかしてこれは組合員の自主的管理にまかして、有効なる使用をさせることになつておるのであります。ただ定置漁業権については、村張り組合、漁業協同組合、次に漁業生産組合の順に優先順位を設けまして、零細漁民の共同経営を優先といたしまして、もしその経営が行われない場合にのみ初めて個人の自営を認めるという規定をおいておるのであります。この規定を見ますならば、ただいま共産党の砂間君、あるいは社会党の佐竹君が言われましたように、この法案が零細漁民の立場を踏みにじるものであるという攻撃は明らかでないであります。どこをもつてさよなことを言われるか、私は理解に苦しむであります。

かよげな基本的な考え方といたしまして、この法案は民主化と生産の向上の二大目的は一応達しておると考えるのであります。しかし現実の問題として、沿岸の漁業の実体に合わせてみると、この規定ははなはだ飛躍し過ぎておるところが多いのであります。そ

定置漁業権であります。申すまでもなく、一網八百万円から三千万円以上もかかるというような、大資本の、しかかも危険な定置漁業を、零細な漁民の協同体、漁業協同組合に経営させることは、はたしてよいことであるか、どうか、また可能であるかどうかということを、十分考えるべきであると思うのであります。現行法によつて見ますれば、内地の沿岸定置漁業権の七割は漁業会が所有しておるのであります。しかしその大部分は漁業会がみずから經營せずして、他に賃貸しておるのであります。すなはち漁業会の自営は農林大臣の許可を必要とするのであります。そうして組合の本来の目的である流通過程の協同を進めるべく指導をして参つたのであります。ここにこの法案によつて一挙に協同組合に対して自営を進めるということは、はたしてこれはいかがなものであるか。もし不漁が起り、あるいは大しけで網がとられ、一挙にして大欠損を起した場合、この漁業協同組合の主たる目的で従たる目的の漁業自営のために、組合そのものも破壊することを案するのであります。そのような観点からして、私はこの法案の書き方に対しても不満がある。漁業協同組合が自営をしなければ漁業権を與えない。自営をしなければ漁業協同組合は従来の漁業権を取上げて個人に貸し與える。むりに自営を勧める行き方に対するは賛成できません。従つて結論としましては、われわれはどうしても漁業権は漁業協同組合

に持たし、自営ができなければ賃定的  
貸付を認める、この制度以外にないと  
考へる。これは共産党的砂間君も賛成  
しておられる。また全国沿岸の漁民大  
多数、学識経験者の大多数がこれに賛  
成をしておられる。しかし残念ながら  
これに対しましては、いわゆる水産業  
団体の加入脱退の自由の大原則、また  
貸付禁止の大原則、これを阻むことに  
なりますので、いけないという有力な  
反対意見が出ておりますので、わしは

これはすでに福井県、あるいは長崎県等に発展して來るのであります。しかし、これを法人化してここに規定したことは、私は大賛成であります。かかるりつばな理想的な經營形態に対しても、共産黨が御賛成にならないということは、私は理解に苦しむのであります。しかし定置漁業の漁獲高が四割以上を占める北海道の事情は、内地とは相當かわつております。個人の自営が七割を占めておるのであります。この個人の自営なるものは、主として明治以後最近までみずから開拓して得た漁業権が多いのであります。また北海道の漁業労務の六割までは、春夏の間だけの出かせぎ漁民であります。またさけ、ます等の漁場は、漁獲ばかりでなく、一方孵化放流の事業を伴うておるのであります。このように内地とは全然起きが違うのであります。だから、この点について、北海道の実能に即すべくわれ／＼は規定をつくろんで、はなはだ努力をしたのであります。ところが遺憾ながら修正前の政府案には、漁業生産組合の優先順位について北海道の特例を規定してあつたのにかかわりませず、修正案においてこれを削除したということは、はなはだ残念であります。将来の考究にまたねばならぬと思うのであります。また許可漁業については、もちろんこれ以後沿岸漁業から発展して行く性質のものであります。これに規定を十分盛り込むべきは当然であります。政府の方に調査準備の伴わなかつたことは、一刻も早くこの相残念であります。一方に調査準備の伴わなかつたことは、一刻も早くこの相定をつくることを要望しておくれ次第であります。

まして、かかる複雑な事情のもとに、至るまでかけ歩き、夜を徹して激論をして、肝余曲折、この修正案を練りに練つたお互の議員諸君の心中をお察し申し上げますと、まことに感慨無量なるものがあります。しかしここまで練つた案を審議いたすについて、は、全国漁民諸君もおそらくわれくの心中は了解してくれるものと察するのであります。

以上をもちまして私の賛成討論を終ります。

○右原委員長 次に玉置信一君。

この漁業法及び施行法案は、かの農地制度改革とともに、日本の民主化をはかる上のキー・ポイントとなるべき実に重大な制度を確立するものであります。それだけに私どもいたしましては、第五国会に政府原案が提出されて以来、先ほど林、奥村両委員から申し述べられましたように、いかにも申しまして、最善の結果にすれば真にわが国の漁業生産力を強め、漁村の民主化をはかることができるかと、いう面に対しまして、検討を加え、さらに六月に入りましては、継続審議のもとに北海道、日本海、太平洋、瀬戸内海、四国・九州と、日本を四区にわかつまつて、津々浦々に、漁民に直接接しまして、非公式の公聽会を開いて、眞に漁民の声を取り入れまして、この法案の審議に鋭意努力をして來たことは御承知の通りであります。また先ほど奥村

は公聴会を開きましたて、漁民あるいは学識経験者等の意見を聞きまして、この法案の完璧を期すべく努力を盡したこと、御承知の通りであります。しかも小委員会におきましては、鈴木小委員長が知能をしぼりまして、鈴木試案なるものを提示されまして、これに基いて委員会はあらゆる角度からこれまた検討を加えたのでござります。先ほど共産党の砂間君は、ことごとくこの試案なるものは非民主的方向に向いておつた、かようなことを申されておりますが、これは見解の相違でありますして、実際に日本の漁業の状況を知る者でありますならば、全面的にこれを非民主的な方向に向けるなどということは言えないはずだ。おそらく砂間君は、最近は漁業の実態にだん／＼となれて参つて、常識を備えて来られたのであります。私ども委員会において、いかにすれば法案を真に生産増強し得られる方向に、さらに真にこの漁業権並びに漁村をして民主化せしむるには、どうすればよいかということについて案を練つたのが、あの小委員会の案でございます。私どもは敗戦後の日本におきまして、この民主化をするということの一番の重大な使命は、過去における封建制度を打破いたしまして、軍閥的な右翼思想を排撃して、眞国からこの民主化という一つの指針を文化国家として立ち、世界の各国に對等の地位に、経済的に、文化的に肩を並べて行こうとするためには、連合をもつて立派な立場をとらなければなりません。これが眞正の民主化であります。

てないと思つております、そのためには、現在の日本は占領下であります、そのためて、占領家の占領政策に沿うところの政治を行わなければならぬということをおりますが、日本のこの限られた漁場におきまして、多くの漁民が真に生産の水産といふものは、われ／＼が漁民と一体となつて、そうしてこの民主化の線に沿うて漁業生産を高め、あるいは科学的に漁撈の改善をはかり、あるいは生産の面に科学技術を取入れまして、かのノルウエーのごとく水産業の上においてはデゾマーケのよう、工業の面におきましてはスイスのように、かくしてわが日本は眞に経済的に、文化的に、ほんとうに世界の対等の地位までレベルを高めて行ける。またそあるべきだという観点から、この漁業法案の審議にあたつても、私心を去つて、眞に日本の漁業のあり方を漁民とともに研究をいたして、今日に至つておるわけであります。従つてこの民主化のあり方は、いろいろあります。右から行く線も、左から行く線もありましよう。ただ砂間君の言うのは、この法案を見て、法案の技術のみを頭に入れまして、漁村の実態に触れないところの公式論を持つておられると言う以外にはないであります。私ども漁民と共に語り合い、研究いたしたことは、資源の保護の問題であります。さきに政府当局におかれましては、資源枯済防止法案なるものを出すということを聞いておりましたので、まことに適切であると私ども考えておりましたが、まだ具体化されておらないことは、はなはだ遺憾に存じておりますが、日本のこの限られた漁場におきまして、多くの漁民が眞に生産の

増強をはからうとするのには、どうしても漁場も狭い。私どもは国際信義を守り、国際法規を遵守いたしまして、眞に国際的な信用を博して、そうして連合国当局よりさらに漁区の拡張を願いまして、そうして生産の増強をはかることが、最もが国経済再建の基盤をなすものであると考えまして、政府原案に対しましても、こうした見地から実はその修正に臨んで来たわけであります。従いまして、砂間君の趣旨からすれば非民主的だと言われるかもしれないが、私どもはあくまでも眞にこれを日本の漁村の実態からして、かくあるべきがほんとうに民主化され、しかも漁業の生産を増強するものであるという線に持つて行つたのであります。おそらくこの修正案なるものが天下に発表されるならば、なるほどと云つて何人といえども賛同の意を表するであろうという、確信を持つてゐるのであります。しかし、いわんせん今日は時間的におきまして、この修正案を関係筋に持つて行つて、そうして関係筋の御了解を得て、関係筋の御批判を願う時間がないわけであります。従いましてこの間に処していろんなデマが飛ばされまして、あるいは砂間君の論法をもつてしますならば、資本家によつててやつられてはいるとか、あるいはこの修正案なるものが多分にボスであるとか、あるいは資本家にやつられていて、二月以来、盛夏の候汗を流して不眠不休、本案を検討いたして参つた次第であります。もしこの修正案が幸いに時間的に間に合いまして、関係筋によるがごとき口吻を漏らしておりますが、さようなことは絶対にありません。私どもは実際に個人を投げうつて、二月以来、盛夏の候汗を流して不

御了解を得る機会があつたならば、この法案こそは大資本的な漁業制度に一大制約を加えまして、零細漁民の立ち行く制度を立てることができたであろうということを、私は今日なお信じてゐるわけであります。従いましてこの働く漁民のためにと、いうことを、先ほど奥村氏も言われましたが、私もまたたく御同感であります。もう少しこの実情に立つて實は意見を申し述べるはずであります。林氏あるいは林氏から、私の言わんとする点を相当つつ込んで申されておりますので、私は秩序立つて本案を逐條的に分析して説明することを避けますが、要するに政府原案よりはこの修正案の方が、少し私ども希望するところの漁業制度の改革、あるいは民主化の線に沿いつつあるということを私は信ずるものであります。すなわち優先順位の点から行きまして、漁業協同組合に対しても漁業権の再分配をされる場合につきましても、これは真に民主化されるものであると私は考えております。ただ北海道の除外例がこれから一応取除かれておりますが、この点は先ほど奥村委員から詳しく述べましたので、重複いたしますからこれを避けます。が、北海道の実情はこれまで奥村委員の申されたごとく、内地とは相当趣を異にしております。すなわち内地は徳川時代の村張りの自然的制度から今日に至り、すなわち明治四十三年に漁業法が制定されて以来、引続き今日に至つております漁業のあり方に對して、北海道は開拓の初年におきまして、かの地に渡つた漁師の方々がみずから手でいばらの道を切り開いて今日に至つてゐるという実情であります。こう

にこの法案で律するという面においては、相当むりの生じてゐる点も多々ありますことを認めるのでござりますが、これまで時間的において、詳細にこの案を修正する余裕もございません。しかし先ほど申しましたように、政府原案よりもこの修正案の方がさらに民主化の線に沿うことを私は信じて いるのであります。

最後に申し上げたいことは、この漁業協同組合に漁業権を與えるといふことは、もとより賛成ではござりまするが、奥村委員も申されましたように、このままのあり方で持つて行くということは、あたかも私どものような貧乏人が、都會において大邸宅をもらつて、そしてそこに住めと言われるのと同じでありますて、まことにつけな邸宅をもつて外見はすこぶるよろしいが、しかばこの大邸宅において生活する上に、邸宅を維持するだけの資金にさえ困るということになるのでありますて、零細漁民が漁業権をもつて実際に自営しようということにつきましては、やはりそこには資金、資材の裏づけがなくてはならぬのであります。幸いに先般政府当局におきましては、こうした漁業協同組合の将来に対して、資金、資材の面に對しては考慮するという聲明があつたのであります。将来政府当局の考え方をさらに具体化されまして、眞に零細漁民が立つて行くという方向に、一段の努力を拂つていただきたいと思うのであります。私はまだいろいろ申し上げたいことがありまするが、以上大体申し上げたことにおいて原案に反対し、修正案に賛成の意を表する次第であります。

○石原委員長 これをもつて討論は終結いたしました。よつて漁業法案及び漁業法施行法案並びに委員長提出の修正案について採決に入ります。  
まず本修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立大 majority。よつて委員長提案のごとく修正することに決しました。

次に本修正部分を除いた両原案に対して賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立多数。よつて本両法案は本修正案通り修正議決されました。

なお両案に対する衆議院規則第八十六條による報告書作成につきましては、委員長に一任が願いたいと思いまが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○石原委員長 御意議なしと認めます。よつてさよう決定いたします。(拍手)

○石原委員長 次に去る二十六日本委員会に付託になりました沿岸漁業保護条例に関する決議案、砂間一良君外三十六名提出、決議第一三号を議題に付します。まず本議案の提案理由の説明を求めます。砂間一良君。

○石原委員長 次に去る二十六日本委員会に付託になりました沿岸漁業保護育成に関する決議案、砂間一良君外三十六名提出、決議第一三号を議題に付します。まず本議案の提案理由の説明を求めます。砂間一良君。

沿岸漁業保護育成に関する決議案  
右の議案を提出する。  
四〇二四二年一月二四日

沿岸漁業保護育成に関する決議案  
右の議案を提出する。  
昭和二十四年十一月二十四日  
提出者

砂間良一  
伊藤憲一  
江崎一治  
井之口政雄  
池田峯雄  
加藤充

風早八十一	上村 進	春日 正一
柄澤栄夫子	今野 武雄	神山 茂夫
河田 賢治	田島 ひで	川上 貢一
木村 榮	田中 勝平	苅田アサノ
聰満 克巳	竹村奈良一	志賀 義雄
志賀 義雄	谷口善太郎	田代 文久
高田 富之	徳田 球一	立花 敏男
土橋 一吉	梨木作次郎	中西伊之助
野坂 参三	林 百郎	深澤 義守
横田甚太郎	山口 武秀	渡部 義通
米原 昶	林 好次	

# 沿岸漁業保護育成に関する決議案

無許可又は漁業区画のトロー  
ル・機船底曳のち、ようは、最  
近目にあるものがあり、ために沿  
岸漁場は荒廃し、漁場争いは各所に  
なえまなく、打ち続く不漁のため沿  
岸漁民の生活は疲弊の極に達してい  
る。

政治上に、漁業の保護と發展のための政策を講じる。そのためには、かかる違反漁業の徹底的取締策を講じるとともに、漁業資本の金のあつ旋、燃料、資材の優先配給、漁業用労務加配率の定量加配制、漁業労働者に対する第二種事業税の撤廃、生産者魚価の保障等の施策により、沿岸三百万漁民の生活の安定向上をはかるべきである。

本会議第1回  
以上が決議案の案文であります。

称せられて、いわゆる底びきやトロールの中では、漁業取締規則を破りまして、として沿岸の禁漁区域内などに入りますて荒しまわって、そのため沿岸漁

がまつたく荒廢いたしまして、最近おきましては非常に漁獲も少くなつて來ておる。沿岸の不漁の原因は、單潮流異変といふことばかりではないでありますて、この社会的原因が一つの重大な原因になつてゐると思う

あります。一例をあげますならば、芦内海の淡路島由良などにおきましては、十八箇統三十六隻の違反のトロールが、公然と紀伊水道の禁漁区域を犯しまわつておりますて、たいなどにましても、こんな小さいまであの地

方では戦車マンガとか飛行機マンガとか言つておりますが、そういう底びきによつてごつそりとつてしまつて、内海の魚族はまったく枯渇するような危険にひんしておるのであります。そのためには沿岸の漁民といふものが、まったく不漁で上つたりのような状態になつております。これは單に淡路島附近だけではないのであります。全国至るところの沿岸にこういう事態が見られるのであります。しかもこの取締りにつきましては、法規があるにもかかわらず、当局は何ら取締りをやつておらないのであります。私どもがたび／＼監督官庁へ出かけて行きまして、なんぞ取締らないかと文句を言いますと、そのときばかりは申訳的に一べん二へん海上保安庁の監視船など出しましてやりますけれども、あとはほつたらかして知らぬ顔をしているというのが実情であります。かような事態におきましては、いくらいつばな法律をつくりましても、その法律が実行されていません。これでは何もならない。まず第一に違反漁業、もぐりの漁業の違反を徹底的に取締るということをやつついたいただきたいと思います。そのほか金融の面におきましても、大きいところはともかくといだしまして、沿岸の小さい漁民はまったく金づまりでどうにもこうにもならない。また燃油や資材、加配米等にしましても、これは大型漁業と沿岸の小さい漁民の場合には非常に差別待遇がありまして、大きい漁業に対しましては定量配給でどんどんやつておりますけれども、沿岸の漁民の場合には供出した魚の量にリンクするというような、非常に差別的な悪い條件になつておるのであります。

また税金の問題にしましても、漁業労働者に第二種事業税をかけるような、こういふべらばうことやつております。魚価も非常に低い。従いましてこの決議案にありますように、ぜひ沿岸三百万漁民の生活安定向上をはかるために、以上申し上げましたような点につき、政府にしかるべき施策を急速に実施するよう要望したいと思うのであります。

以上が決議案提出の趣旨であります。ぜひこの機会に満場一致御賛成を貰らることをお願いいたします。

○川村委員 本決議案は沿岸漁業保護育成に関する件でありますから、この趣旨はよくわかりますが、内容には取締法の整備等もありますので、なおお慎重を要するものがあると認められますので、その審査は各委員において研究を遂げ、その結論を得るまでしばらく延期されることを望みます。

○佐竹(新)委員 本案は先般の運営委員会で、各派共同提案にして出すことになつたということが、われくの党では報告されております。ところがきょう砂間君の決議案としてこの委員会に上程されたのであります。私は各派共同提案でこれを出されるならば、この案に對しては異議はありません。根本的には私の考え方は、本委員会においても砂間君が申されましたけれども、この漁業法案の中においても、漁業権の無償国家没収といつも、産黨の諸君の提案でなくして、各派共同提案にするか、さもなくばこの委員会においてこの案を撤回していただきたい

て、こうして沿岸漁業の保護育成に明確にする件を委員会で政府当局に勧告する。ということになさるなれば賛成しますが、それでなければ各派共同提案にいたいただきたいと思います。

○鈴木(暮)委員 ただいま佐竹委員からの有力な御意見もあります、なかなかほど川村委員から、予算その他取扱い法規等の整備等をするためには、前掲条件として慎重に対策を練る必要がある、よつてこの審査はしばらく延期されるようないい動議があつたのですから、その動議を採決されんことを望ますが、その動議を採決されんことを望ります。

○石原委員長 ただいまの佐竹君の御意見もしごくごもつとの点があります。さきの川村君の延期するといふ動議に御賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立多数、よつて本案は動議のごとく延期することに決しました。

○石原委員長 この際お詰りいたしました。請願日程第一より第六七の各請願は、請願説明者が出席をしておりませんから、その説明を省略して、文書によって審議いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議ないようでありますからさようとりはからります。

右請願を一括して議題とし、政府の所見をだします。

○林説明員 請願につきましては文書をもちまして回答を提出したいと思いまます。

○石原委員長 次に陳情書を日程第一より第八までを一括議題といたします。

が、これも請願同様文書表をもつて審議いたします。右各陳情書について政府の所見をただします。

○林説明員 この陳情につきましても同様に文書をもつて回答を提出したいと思います。

○石原委員長 なお各請願及び陳情書についての採決は、ただいま説明員の発言がありましたから、次会に譲ります。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時四分散会

〔参考照〕

漁業法案(内閣提出)に関する報告書  
漁業法施行法案(内閣提出)に関する  
報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕